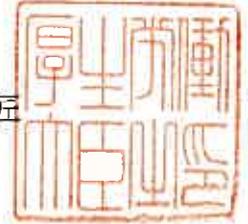


厚生労働省発生食 0628 第 2 号
令和元年 6 月 28 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物を含む食品の製造又は加工の基準を定めることについて

以上